

News&Topics

人権擁護大会プレシンポジウム

「憲法判断の回避、その論理、帰結と対応」

—半世紀前砂川大法廷判決を書いた判事達は自衛隊のイラク派兵を予測したか—

●人権大会プレシンポの開催とテーマ選択

本年11月の、日本弁護士連合会人権擁護大会の第1分科会「憲法は、何のために、誰のためにあるのか」—憲法改正論議を検証する—に向けての議論を深めるために、全国の弁護士会連合会並びに弁護士会が、日弁連と共催で、プレシンポジウムを、順次、開催している。当会では、9月20日、弁護士会館クレオで、「憲法判断の回避、その論理、帰結と対応」をテーマとして、パネルディスカッションを実施した。

このテーマ選択の趣旨は、一般論的な言い方では、憲法保障の中心的な手段である違憲立法審査制（憲法第81条）の意義・機能・限界を問うことで立憲主義の核心に迫るということにあるが、より具体的に説明した方が分かりやすいだろう。

第9条に関しては、司法消極主義による憲法判断の回避が定着して久しい中で、①湾岸戦争以降、現在の自衛隊のイラク派兵に至るまでの状況変化があり、また、②憲法改正問題の焦点は、改正により集団的自衛権の行使を許容する（あるいは非明示的であっても結果としてそうなる）という点にあるとの認識が、このテーマ選択の実質的な背景である。そこで、このような状況下において、今一度、憲法判断の回避をもたらした理論とその帰結、並びに、憲法訴訟の現場対応を問いなおすことに、重要な意義があると考えたものである。

●プレシンポの構成

当日のプレシンポは、当会の柳瀬康治会長の開会挨拶の後、まず、若手憲法学者飯島滋明氏（工学院大学講師）による比較憲法的な基調報告とパネルディスカッションの2部構成で行われた。基調報告を受けて、「戦後政治にゆれた憲法九条」（中央経済社）の著者中村明氏（元共同通信社編集委員兼論説委員）、「国会審議から防衛論を読み解く」（三省堂）の著者前田哲男氏（東京国際大学国際関係学部教授）、憲法訴訟の現場に携わる弁護士中島通子氏（当会会員）にパネリストとして加わっていただき、憲法問題等特別委員会の内田雅敏副委員長をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行なった。



●基調報告要旨

飯島氏の基調報告の要旨は、以下のとおりである。

1. ワイマール憲法の崩壊過程における司法の（崩壊過程を促進する）負の役割への分析を踏まえて、戦前の日本における司法状況と現行憲法下での司法状況との、それぞれの構造的な問題点が指摘された。
2. 9条をめぐる裁判と理論の問題点としては、アメリカ、フランスにおける違憲審査の積極的な役割と対比しつつ、日本の違憲審査権の行使について、その特徴的な消極性が指摘された。

●パネルディスカッション

ディスカッションは、コーディネーターの「9条関係では、砂川判決をはじめとして違憲審査権の不行使が定着しているが、その結果、内閣法制局が擬似憲法裁判所的な機能を果たしてきたのではないか」という問いかけで始まった。

以下に、各パネリストの発言の要旨をごく簡潔に示す。

1. 中村氏は、内閣法制局の憲法解釈が権力機構を統制する支配知として機能してきたことに一定の評価を与え、自衛隊のイラク派兵も、この憲法解釈の枠内でという縛りを引き摺っていることの意義を強調する論旨を展開された。
2. 前田氏は、イラク派兵の現状は、憲法の枠を超えているとの見解で、裁判所の違憲審査権の行使を促すことの重要性を説かれた。
3. 中島氏は、我が国の違憲審査制における事件性のハード

ルを強く指摘された。この中島氏の問題提起に対しては、パネリストから事件性のハードルに対応するアイデアの幾つかが提起された。

4. 飯島氏からは、基調報告を補足する発言があった。総じて、9条2項を改正することは、自衛権行使の三要件、集団的自衛権の行使禁止などを取り外す結果になるという指摘は、改正問題を考える上で重要な指摘であると思われた。

●最後に

当日は、このような一見難しいテーマ設定にもかかわらず、100名近い参加者があった。

なお、上記の基調報告と発言の要旨は、私の理解した範囲での、しかも字数制限のある中での要約という制約があることをご了解願いたい。

(憲法問題等特別委員会事務局長 平出 一栄)

お芝居 もがれた翼 Part12 「ひとりぼっち」

舞台で輝く子どもたち、640人の観衆を圧倒

●もがれた翼、新たな挑戦

9月17日。もがれた翼は、その12回目の幕を開けた。観客動員数640人。2階席をも埋め尽くす観衆に、キャストの緊張は高まった。

振り返れば、今回のもがれた翼は、新たな挑戦の多い舞台となった。従来は演劇部所属の高校生に子役を依頼してきたが、今回は子役を公募制にした。そして、4か月にわたってワークショップを開催し、応募してきた子どもたちと弁護士とが一緒になって、子どもの問題について話し合い、また、歌やダンス、発声練習などの演劇の基礎を学んできた。そのため、主演希望の子どもは倍増し、こうした子どもたちみんなに活躍の場面を用意するため、ストーリーを初めて2部構成にした。しかし、新たな試みは、リスクも高かった。キャストが大人数になったため、全員揃って練習ができる日はついに本番当日までなかった。また、子役の半数は演劇未経験の子どもたちだった。スタッフは、キャストを信じつつも内心の不安を隠しきれなかった。

●2人の「ひとりぼっち」

第1部の舞台(写真下)は、2014年。教育基本法も少年法



も「改正」され、憲法9条も「改正」されようとしている。高校2年生の浅田祥子は、徹底したエリート教育を追求する高校に通う中、医者になることを無理矢理に強要する両親からの圧力に耐えかね、「ガス抜き」と称してリストカットを繰り返す日々を送っていた…。



第2部の舞台(写真上)は、2034年。社会の階層格差が広がる中、学校は子どもたちをあからさまに線引きし、警察の権限も強化された。18歳の少女青木ひかりは、学校にも家庭にも居場所を見つけれず、それでも懸命に自分の存在を確かめようとしていた…。

●約束するよ。あなたは、ひとりぼっちじゃない

始まってみれば、子どもたちの必死の演技が640人の観衆を圧倒していた。子どもたちは、舞台の上で練習中のどの場面よりも活き活きと輝き、舞台は大成功に終わった。

この舞台から語りかけたメッセージが、640人の観衆からさらに多くの人に広がって、いつか、今「ひとりぼっち」の子どもたちまで届くことを願いつつ、私たちは、もがれた翼 Part12の幕を閉じた。

(子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 佐藤 香代)